（欠格条項）

第五十五条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一　認定の申請に係る組織において事業用電気工作物の使用を開始した日から二年を経過しない者

二　認定の申請に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害を発生させた日から二年を経過しない者

三　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四　第五十五条の九の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

2　第五十五条の二第一項の規定による事業用電気工作物を設置する者の地位の承継があつた場合において、当該事業用電気工作物の使用を開始した日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。ただし、当該承継が分割による承継であつて、認定に係る事業の全部を承継するものでない場合は、この限りでない。

（認定の更新）

第五十五条の六　認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　第五十五条の三及び第五十五条の四の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（変更の届出）

第五十五条の七　認定を受けた者（以下「認定高度保安実施設置者」という。）は、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（承継）

第五十五条の八　第五十五条の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者（認定高度保安実施設置者に限る。）の地位を承継した者は、認定高度保安実施設置者でないとき、又は認定高度保安実施設置者である場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、認定高度保安実施設置者の地位を承継しない。

一　その行う承継が分割による承継であつて、認定に係る事業の全部を承継するものでないとき。

二　その認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害を発生させた日から二年を経過しないとき。

三　第五十五条の五第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

（認定の取消し）

第五十五条の九　経済産業大臣は、認定高度保安実施設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一　認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害を発生させたとき。

二　認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害の発生のおそれのある事故を発生させたとき。

三　第四十条の規定により電気工作物の使用の一時停止の命令又は使用の制限の処分を受けたとき。

四　第五十五条の四各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

五　第五十五条の五第一項第三号又は第五号に該当するに至つたとき。

六　不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

（保安規程に係る特例）

第五十五条の十　認定高度保安実施設置者は、保安規程を定め、又は変更したときは、第四十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該保安規程を保存し、経済産業大臣から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

（主任技術者に係る特例）

第五十五条の十一　認定高度保安実施設置者は、第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任又はその解任については、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

（使用前安全管理検査の特例）

第五十五条の十二　第五十一条第三項から第七項までの規定は、認定高度保安実施設置者については、適用しない。

（定期安全管理検査の特例）

第五十五条の十三　認定高度保安実施設置者であつて、第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる電気工作物を設置するものは、同項の自主検査については、同項の規定にかかわらず、これを定期に行うことを要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これを行わなければならない。

2　第五十五条第四項から第六項までの規定は、認定高度保安実施設置者については、適用しない。

第六章の章名中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関」に改める。

第六章第一節の節名を次のように改める。

第一節　登録適合性確認機関

第六十七条を次のように改める。

（登録）

第六十七条　第四十八条の二第一項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、適合性確認を行おうとする者の申請により行う。

第六十八条中「第五十一条第三項又は第五十五条第四項の」を削る。

第六十九条第一項中「その登録」を「登録」に改め、同項第二号中「第五十一条第三項又は第五十五条第四項の規定により安全管理審査を受けなければならないこととされる電気工作物」を「特殊電気工作物」に、「において「審査対象電気工作物設置者」を「及び第七十五条第二項において「特殊電気工作物設置者」に改め、同号イからハまでの規定中「審査対象電気工作物設置者」を「特殊電気工作物設置者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「安全管理審査を」を「適合性確認を」に改め、「審査の区分ごとに」を削り、同号イ及びロ中「経営工学」を「建築学」に、「安全管理審査」を「適合性確認」に改め、同号ハ中「安全管理審査」を「適合性確認」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて適合性確認を行うものであること。

第六十九条第二項中「第五十一条第三項又は第五十五条第四項の」を削り、「安全管理審査機関登録簿」を「適合性確認機関登録簿」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「安全管理審査」を「適合性確認」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

第七十条第一項中「第五十一条第三項又は第五十五条第四項の」を削る。